

身体障害者障害程度等級表 (太実線より上は第1種を、下は第2種を表わす。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	両眼の視力の万国式視力表によって測ったものをいふ。屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。の和が0.01以下のもの				① 両上肢の機能を全廃したもの ② 両上肢を手関節以上で欠くもの	① 両下肢の機能を全廃したもの ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	① 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			① 両上肢の機能が著しい障害 ② 両上肢のすべての指を欠くもの ③ 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④ 1上肢の機能を全廃したもの	① 両下肢の機能が著しい障害 ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③ 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの ④ 1上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 1上肢の機能を全廃したもの	① 両下肢をショウバー関節以上で欠くもの ② 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③ 1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	① 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	① 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) ② 両耳による普通話の唇音の聴取率が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	① 両上肢のおや指を欠くもの ② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③ 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの ④ 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤ 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥ おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの ⑦ おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの ⑧ おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能を著しい障害	① 両下肢のすべての指を欠くもの ② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③ 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ④ 1下肢の機能を著しい障害 ⑤ 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥ 1下肢が健側と比べて10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	① 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの ② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		① 両上肢のおや指の機能が著しい障害 ② 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能が著しい障害 ③ 1上肢のおや指を欠くもの ④ 1上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤ 1上肢のおや指及びひとさし指の機能が著しい障害 ⑥ おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を著しい障害	① 1下肢の股関節又は膝関節の機能が著しい障害 ② 1下肢の足関節の機能を全廃したもの ③ 1下肢が健側と比べて5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ② 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			① 1上肢のおや指の機能が著しい障害 ② ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの ③ ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	① 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 1下肢の足関節の機能が著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					① 1上肢の機能が軽度の障害 ② 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能が軽度の障害 ③ 1上肢の手指の機能が軽度の障害 ④ ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能が著しい障害 ⑤ 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥ 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	① 両下肢のすべての指の機能が著しい障害 ② 1下肢の機能が軽度の障害 ③ 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能が軽度の障害 ④ 1下肢のすべての指を欠くもの ⑤ 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥ 1下肢が健側と比べて3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	① 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 ② 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ③ 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 ④ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。 ⑤ 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいふ。おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑥ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 ⑦ 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。															